

保 護 者 様

学校保健安全法上、学校感染症に感染した場合、出席停止となります。

出席停止にあたり、「(別紙) 学校感染症に関する証明」が必要になります。

● (様式2) を保護者が記入し、学校へ提出してください。

※ 病院を受診されました際に、病名と自宅療養期間(出席停止期間)を必ず担当医に確認され、別紙(様式2)に保護者が記入してください。

また、処方箋や領収書等の、医療機関を受診したことを証明できる書類の提出も必要です。

なお、証明書の提出がない場合には出席停止となりませんのでご留意ください。

お手数おかけしますが、よろしくお願いします。

※ 第一種感染症や麻疹等感染力の強い学校感染症や結核の場合は、医師による証明が必要となり、(様式1) を提出していただく必要があります。

(参考)

学校感染症	出席停止期間の基準	(学校保健安全法施行規則〔第19条〕)
第二種		
・新型コロナウイルス感染症	・・・	発症後5日かつ症状が軽快したのち1日を経過するまで
・インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症)を除く。	・・・	発症後5日かつ解熱した後2日を経過するまで
・百日咳	・・・	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・麻疹(はしか)	・・・	解熱した後3日を経過するまで
・流行性耳下腺炎	・・・	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
・風疹	・・・	発疹が消失するまで
・水痘	・・・	すべての発疹が痂皮化するまで
・咽頭結膜熱	・・・	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	・・・	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種		
・コレラ・細菌性赤痢	・・・	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで